

建築設計業務等委託変更契約書（第 回）（案）

委託業務の名称

委託業務の場所

変更契約事項

1. 当初契約における建築設計業務等委託契約約款について、第 30 条の次に以下のとおり第 30 条の 2 を加えるものとする。

（賃金の変動に基づく業務委託料の額の変更）

第 30 条の 2 履行期間中において、日本国内における賃金水準に予期し得ない急激な変動が生じ、その結果業務委託料の額が著しく不相当となったと認められるときは、発注者又は受注者は、業務委託料の額の変更について書面により協議を申し入れることができる。

- 2 前項に基づく申し入れを行うことができるのは、次の各号の要件を満たす場合に限る。

（1）協議申し入れ時点において、本契約の履行期間が 2 か月以上残存していること。

（2）当該変更額が、変動前業務委託料の額（業務委託料の額から既履行部分に対応する金額を控除した額をいう。）と変動後業務委託料の額（変動後の賃金水準を基礎として算出した変動前業務委託料の額に相応する額をいう。）との差額のうち、変動前業務委託料の額の 1000 分の 10 を超える額であること。

- 3 前項に基づく申し入れを行った発注者又は受注者は、算定根拠資料を添付した変更請求書類を相手方に提出し、発注者と受注者で協議を行うものとする。

- 4 前項の協議を行った場合、発注者は協議の結果を書面により受注者に通知しなければならない。この場合において、受注者が当該通知を受領した日から 14 日以内に書面により異議を述べなかったときは、受注者は当該決定に同意したものとみなす。

2. その他原契約書、約款及び設計仕様書のとおり。

3. 建築士法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項 別紙のとおり

上記のとおり変更契約を締結し、契約書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

年 月 日

発注者

□

受注者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

□

- 備考
1. 業務委託料の額の増減は、一方を抹消し、減額は朱書のこと。
 2. 履行期間は、変更のない場合は抹消のこと。
 3. 契約保証金は、現契約書に記載の保証の額に変更がある場合に使用し、変更のない場合は、抹消のこと。
 4. 抹消の場合は、訂正印を押印